平成２３年度第２回　兵庫県河川審議会

平成２３年１２月２１日（水）

兵庫県農業共済会館　大会議室

（午前１０時０２分　開会）

○脇舛副課長　　それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成２３年度第２回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。私、本日の司会進行をさせていただきます総合治水課副課長の脇舛です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第、次に配席図、委員名簿、資料１といたしまして、兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案のあらまし。資料２－１　兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案の総則編。資料２－２、同じく方策編。資料３－１　兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案の修正対比表、総則編のほうです。資料３－２、同じく修正対比表の方策編です。資料４　総合治水の推進について、河川審議会企画部会の報告書です。

ここで、申しわけありません。この報告書につきまして一点、字句修正がありますので、お願いをいたします。この資料の５ページをお願いいたします。

５ページの⑤「総合治水を推進するための仕組み」のイの「取り組み効果の“みえる化”」のところですが、そこの本文の４行目のところに、「可能な限り、県民にその効果を実感しやすい」とございます。この「県民に」の「に」という字を「が」という字に訂正をお願いいたします。「可能な限り、県民がその効果を実感しやすい」このようなことになります。大変申しわけありませんが、修正をお願いいたします。

続きまして、参考資料１といたしまして、河川審議会の諮問文。参考資料２とい

たしまして、河川審議会から９月１３日に出ました中間答申。参考資料３といたしまして、第３回、第４回の企画部会の質疑概要。参考資料４－１といたしまして、パブリックコメントの主な意見と要旨。参考資料４－２といたしまして、パブリックコメント意見と県の考え方の一覧表。参考資料５－１といたしまして、市町への意見聴取の主な意見の要旨。参考資料５－２といたしまして、市町の意見と県の考え方の一覧表。参考資料６といたしまして、条例の検討経過及び今後の予定。別添といたしまして、河川審議会関係規定集でございます。

以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、本日の審議会の成立の関係でございます。

本日の委員は、議事に関係する特別委員も含めまして、全員で２１名となっております。

ただいまのところ、代理出席の方も含めまして、１４名の委員の皆様に御出席をいただいております。

兵庫県河川審議会条例第７条第２項の規定、委員の過半数出席により、本会議は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、県土整備部土木局長の田中から、ごあいさつを申し上げます。

○田中局長　　おはようございます。土木局長の田中です。年末の慌ただしい中、きょうはお時間をとっていただきまして、委員並びに特別委員の皆様方、審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

先週ですけれども１２月１３日に、今年の県政１０大ニュースというものが知事のほうから記者発表行われまして、その中で第７番目になるんですけれども、県民の総意で取り組む総合治水の実現に向けて始動ということで、この総合治水推進に関する取り組みが選ばれております。また、９月の県議会の本会議の中でも、これはちょうど９月の台風の直後であったこともあるんですけれども、総合治水

に係る取り組み、あるいは、その条例の今の状況といいますか、そういったことに関する質問も出ておりました。

このように非常に、この総合治水に関する取り組みにつきましては、今、注目を浴びておりまして、どちらかというと我々としては推進するべきだというAの信号を発していただいているものというふうに受けとめております。

そういった中で、県庁では、我々事務局の県土整備部だけではなくて、防災あるいは農林、そういった部局横断的に取り組んでおります。きょうも後ろにスタッフがおりますけれども、そういったスタッフがそろって、この審議会に臨んでおります。

前回、９月１３日に審議会を開いていただきまして、それ以降、企画部会を２回開催していただきまして、議論をしていただきました。そういったことを踏まえて、きょうは企画部会のほうから総合治水の推進について、最終報告をいただくことになっております。その報告について、きょうは御審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいということを申し上げまして、冒頭のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○脇舛副課長　　次に、本日御出席いただいております委員の皆様方を御紹介させていただきます。

京都大学名誉教授の井上会長。

○井上会長　　井上です。どうぞよろしくお願いします。

○脇舛副課長　　神戸大学大学院教授の道奥委員。

○道奥部会長　　道奥です。よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　元ラジオ関西報道制作部長の吉田委員。

○吉田委員　　吉田です。よろしくお願いいたします。

○脇舛副課長　　兵庫県議会議員の内藤委員。

○内藤委員　　よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　兵庫県市長会会長で、たつの市長の西田委員の代理の菅原様。

○菅原様　　会長、公務につき代理で参っております菅原です。どうぞよろしくお願いします。

○脇舛副課長　　兵庫県土地改良事業団体連合会の杉本委員。

○杉本委員　　よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　兵庫県内水面漁業協同組合連合会の南山委員代理の吉田様。

○吉田様　　おはようございます。吉田です。よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　関西電力株式会社総務室長、勝田委員代理の木村様。

○木村様　　よろしくお願いいたします。

○脇舛副課長　　近畿経済産業局産業部長の坪田委員代理の松本様。

○松本様　　代理の松本でございます。よろしくお願いいたします。

○脇舛副課長　　近畿農政局農村計画部長の澁川委員代理の林地様。

○林地様　　よろしくお願いいたします。

○脇舛副課長　　近畿地方整備局河川部長の名波委員代理の小山下様。

○小山下様　小山下です。よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　兵庫県立大学教授の岡田委員、兵庫県議会議員の徳安委員、兵庫県町村会御推薦の神河町長である山名委員、阪神水道企業団企業長の山中委員については、本日、欠席となっております。

また、社団法人淡水生物研究所理事長の森下委員につきましては出席予定でございますが、現在のところ、まだ到着されておりませんが、後ほどお越しになるのではないかと思っております。

では、続きまして、本日の議事に関係いたします企画部会に属する特別委員にもお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

神戸大学大学院教授の田中丸特別委員。

○田中丸特別委員　　田中丸です。よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　流通科学大学教授の酒井特別委員。

○酒井特別委員　　酒井です。よろしくお願いいたします。

○脇舛副課長　　京都大学教授の矢守特別委員。

○矢守特別委員　　矢守でございます。よろしくお願いいたします。

○脇舛副課長　　神戸大学名誉教授の安田特別委員、神戸大学大学院教授の角松特別委員につきましては、本日、欠席となっております。

なお、企画部会には、名簿にもありますように、河川審議会から井上委員、道奥委員、吉田委員の３委員にも参画をいただいており、うち道奥委員には部会長をお願いしていることを申し添えます。

続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

先ほどごあいさつ申し上げました、県土整備土木局長の田中でございます。

○田中局長　　田中です。

○脇舛副課長　　総合治水課長の山内でございます。

○山内課長　　山内です。よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　同じく総合治水課副課長の八木下でございます。

○八木下副課長　　八木下でございます。よろしくお願いします。

○脇舛副課長　　その他、庁内からは、総合治水の推進に関する課室長が出席しております。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第２条の規定により、会長が行うこととなっております。

それでは、井上会長よろしくお願いいたします。

○井上会長　　それでは、僭越ですが、議長を務めることにいたします。

お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日のこの審議会は、昨年度末に知事から受けました諮問に対しまして、きょう

御報告いただきます企画部会からの報告をもとにして、答申を中心にお諮りすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、その前に、後日作成します、きょうの議事録の署名人を定めたいと思います。

運営要綱第７条第２項によりますと、議長と議長が指名した委員が署名することになっております。今回は吉田委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上会長　　それでは吉田委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてですが、本日は、傍聴のお申し出がなかったことを御報告いたします。

なお、この会議では速記を入れております。御発言の際には、まず、お名前を言っていただき、その上で御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議題、総合治水の推進について（企画部会の報告）ということであります。

これについては先ほど申しましたように、昨年度末開催しました河川審議会において、知事から諮問を受けた件でございます。

具体的には、総合治水推進の足がかりとなる条例をつくるという方向性が事務局から示されておりました。

このことについては、諮問時にあわせて河川審議会で設置しました企画部会において、主に条例の骨子について、調査審議を進めてきていただいたところであります。

本日は、これまでの企画部会を経て、一定の検討結果が取りまとめられたとのことでありますので、この件について、最終報告をいただくことになっております。

ここからは、企画部会の部会長をお願いしております道奥委員に報告いただきたいと思いますので、道奥委員、よろしくお願いいたします。

○道奥部会長　　道奥でございます。

ただいま井上会長から御説明ありましたように、本年の３月に知事より諮問を受けました総合治水の推進に向けた条例、主にその骨子につきまして、企画部会におきまして４回の審議を重ねてまいりました。最終案を本日、御報告することになります。

まず、本日の報告内容のベースとなります条例の骨子案についてでございます。

これにつきましては、前回、９月の審議会の際に、事務局から中間の案をお示しいたしましたところです。

その後、事務局のほうでパブリックコメント、市町への意見照会を実施いただきました。その結果を踏まえ、内容を一部修正しております。

まず、そのパブコメ等の結果の概要を含めて、この条例骨子の修正案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○八木下副課長　　総合治水課の八木下でございます。座らせていただきまして、説明させていただきます。

お手元の資料、非常にたくさんあるんですけれども、参考資料６というＡ４の一枚物の行程表をご覧いただきたいと思います。

平成２３年３月２５日に平成２２年度第２回河川審議会で、参考資料１につけていますけれども、総合治水の推進についての諮問をさせていただきましてから、現在までの検討経過と今後の予定を示した資料でございます。

３月２５日の諮問と同時に企画部会が設置されまして、７月２９日に第１回企画部会を開催、総合治水に係る現状と課題について御審議いただきました。諮問からこの間、県のほうでは市町に対して説明会や情報提供を行っております。

続きまして、８月３１日には第２回企画部会で、条例骨子案、河川審議会への中

間答申について御審議いただきまして、９月１３日に平成２３年度第１回河川審議会で御審議いただき、中間答申をいただいております。

その後、この表の真ん中あたりにあるんですけども、９月３０日から１０月２０日、中間答申を反映いたしました条例骨子案についてパブリックコメントを実施するとともにあわせて、その右のほうに書いていますけど、並行して市町への意見照会を実施しております。

これらでいただきました御意見をもとに、条例の骨子案を修正いたしまして、１１月１６日の第３回企画部会、それから１２月２日の第４回企画部会で御審議いただき、企画部会からの最終報告を取りまとめていただきまして、本日の第２回河川審議会という運びになってございます。

なお、本日以降のことにつきましては、この表に書いていますように、２月県議会への提案を行いまして、４月施行ということを目指しております。

続きまして、骨子案の説明の前に、中間答申、それからパブリックコメント、市町意見照会の内容について簡単に御説明させていただきます。

資料は、参考資料の２をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、９月１３日にいただきました中間答申でございます。

表紙をめくっていただきまして、左側のページには総評をいただいておりまして、右側のページで、２のところで条例の必要性や一般への周知、市町との連携、仕組みを推進するための費用負担等の仕組み、調整池の設置・保全に係る財産権や運用上の課題、総合治水推進計画についての項目について、記載のような御意見をいただいております。

続きまして、参考資料の４－１、４－２をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、パブリックコメントで寄せられた意見でございます。

資料４－１は、その概要でございまして、パブリックコメントは先ほども言いましたけど、９月３０日から１０月２０日の３週間実施いたしまして、１８名の方

から１２３件の意見をいただいております。

主な意見の要旨は資料のとおりございまして、２番で、河川対策だけでなく、流域対策、減災対策にも重点的に取り組むべきであるとか、３番、総合治水が環境に寄与することを認識し、環境や景観に配慮して推進すべき。５番、総合治水推進計画は流域圏を基本として、小流域単位に分けた整理を行い、見直しの実施と透明性と意見反映を確保すべき。９番、雨水貯留浸透、貯水施設の水位下げ、遊水機能の維持、耐水化にはインセンティブが必要。などの意見をいただいております。

なお、資料４－２のほうは、いただきましたすべての意見と、それぞれに対する県の対応方針を示した資料でございます。

続きまして、参考資料５－１、５－２をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、パブリックコメントと並行して、市町への意見照会を実施しました、その結果でございまして、県下４１市町のうち、１７市町から御意見をいただきました。それ以外の市町については特に意見なしという回答をいただいております。

主な意見につきましては、資料５－１のとおり、雨水貯留浸透、貯水施設の水位下げ、遊水機能の維持、耐水化にはインセンティブが必要。政策の推進に当たり、市町に負担が生じないようにしてもらいたいというような御意見でございます。

パブリックコメントと同様に、参考資料５－２のほうに、すべての意見と、それに対する県の対応の考え方を示してございます。

また、資料がちょっと前後して申しわけないんですけど、参考資料３に、第３回、第４回、前回の第１回河川審議会以降に開催された企画部会の質疑の概要を示してございます。

以上、御説明いたしました中間答申、それからパブリックコメントや市町意見及び企画部会における審議結果をもとに修正いたしました条例骨子案について説明

いたします。

修正済みの条例骨子案につきましては、資料２－１、２－２でございますけれども、説明につきましては、第１回河川審議会で示した条例骨子案と修正済みの骨子案を対応いたしました資料３－１、３－２で修正点を踏まえながら説明させていただきます。Ａ３判の資料でございます。

まず、資料３－１をご覧いただきたいと思います。

３－１ページ目で、資料の見方について説明させていただきます。

左の列に修正前、第１回河川審議会で配付した骨子案、真ん中の列に修正済みの骨子案ということで、修正により削除になっている部分は、左の列で二重取り消し線、追加になっているものについては、真ん中の列で下線を付して示しております。

右の欄には、右上の凡例のとおり、修正の箇所の根拠を示しております。

それから矢印で、主な修正点については記載をさせていただいております。

では、説明をさせていただきたいと思います。

まず、条例の骨子については、大きく総則編と方策編ということに分かれてございます。資料３－１が総則編、資料３－２が方策編ということで、条例のイメージの総則というか、そのあたりが総則編になっております。

まず、資料３－１総則編の１ページ目でございます。

総合治水対策が必要な背景や条例の必要性について述べる「前文」につきましては、総合治水対策の前提として、災害に強い森づくりや土砂流出対策にも取り組んでいること、都市部だけでなく、河川の中上流部でも浸水被害が発生していることを追記しまして、県下における近年の豪雨災害を受けて、総合治水の基本理念を明らかにして、県、市町、県民等が取り組む対策を掲げて、全県で総合治水を推進する条例を制定するということを述べております。

その下【基本理念】のところでございます。

１で、県、市町、県民及び事業者が連携して、一体となった取り組みのもとで推進すること。それから３、４、５で、河川・下水道対策、流域対策、減災対策の目的や内容、これを前回記載しておりましたけれども、２番で「総合治水対策は、河川・下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせて実施する」という総合治水の目的を明確に追記いたしました。

総合治水対策は、河川・下水道対策のかわりに流域対策、減災対策を行うというものではなく、河川・下水道対策もきちんと実施した上で、流域対策や減災対策もしっかり実施するということでございます。

次のページの基本理念の６番で「総合治水対策が水環境や動植物の生息・生育環境にも寄与することを踏まえて推進する」ということを前回から追記いたしております。

下の[解説]のところですけれども、前文と基本理念の追記を受けまして、解説についても（２）（３）（９）の追記を行っております。

続きまして、４ページ目の【県の責務】【市町の役割】【県民及び事業者の役割】の部分でございます。

まず、一番上の【県の責務】でございます。

県が国及び市町、県民及び事業者と連携することについて、従前から整理して修正いたしまして、総合治水推進計画に基づいて総合治水を推進するということを記載しております。

【市町の役割】については、前回からは文言修正のみで、市町が基本理念、推進計画に沿って、総合治水を推進することを記載しております。

【県民及び事業者の役割】につきましては、県民及び事業者の自発的な取り組み、相互の連携が重要であることを整理して修正、記載しております。

４ページから５ページ目にわたってございます[解説]につきましては、（４）で総合治水対策が、日常利用等、多面的な効果をもたらすこと、（７）（８）で、

県民の自発的な取り組みが重要であることを記載いたしました。

（９）では、「中間答申」でいただきました「インセンティブを与える仕組みが必要」だという意見を受けまして、「まずは、総合治水を推進するよりどころとなる条例を制定し、インセンティブを与える仕組みについては、実際の取り組みを進めながら、また、ニーズを確認しながら、必要に応じて有効な方法を検討する」という県の考え方を追記いたしました。

続きまして、６ページ目でございます。

【総合治水推進計画】と【総合治水推進協議会】のことについて記載しておりまして、県民、事業者及び県、市町、その他関係機関で構成する「総合治水推進協議会」を地域ごとに設置し、広く県民等の意見を聞きながら「総合治水推進計画」を策定することを記載しております。

「中間答申」を受けまして、協議会の目的、構成について追記をしております。

これを受けまして、その下からあります[解説（１）]で、推進計画の策定単位である「地域」については、主要な河川の流域を基本とし、土地利用の実態や周辺の河川の状況等を踏まえ、県内を１０程度に分割して設定することを想定しているということ。それから、総合治水推進計画に記載すべき内容を表示させていただきました。

次の７ページの最上段に、※印でモデルとなる流域を抽出しまして、ひな形となる計画を策定するということについても記載をいたしております。

それから、その下の（６）でございますけれども、「総合治水推進計画と河川整備基本方針・河川整備計画との関係」について、追記いたしました。

総合治水推進計画で規定する対策のうち、河川対策については、河川法で河川整備基本方針・河川整備計画を策定することとされているため、河川計画を総合治水推進計画の河川対策として位置づけることを考えております。

この際、河川計画の策定の際には、「一定の降雨に対して、流域対策による効果

量を差し引いて、河川対策量を定める方法」、下の図の左側でございますけれども、それと「一定の降雨に対しては河川対策量で対応し、流域対策による効果量に相当する大きな降雨に対応できるようにする方法」これ右側の図になります。とがございます。

今後の河川計画の策定または見直しの際に、この２つの方法からどのように選択するかについては、その解説の下のほうに書いていますけど、下記の３つの事項を勘案いたしまして、現時点では方針は決まっていませんけれども、今後検討して方向性を決めて、採用をしていきたいと思っております。

しかし、いずれにしても重要なことは、県民及び事業者の協働のもと、実効性のある総合治水推進計画を早期に策定して、計画に基づく対策を早期に推進するということであると考えております。

続きまして、８ページ目でございます。

【市町の条例との関係】ということで、市町が、本条例に上乗せをするような条例を策定することができることを記載しております。

骨子、解説とも、前回とも修正はございません。

以上が総則編についての説明でございます。

続きまして、資料３－２をお願いいたします。

ここからは方策編でございます。

方策編につきましては、従前どおり、河川・下水道対策で２方策、流域対策で７方策、減災対策で８方策の１７方策で構成しております。

まず、１ページ目から３ページ目に【①河川の整備及び維持】について書いてございます。

河川管理者として、河川法に基づき、河川の整備及び維持を行うことを記載しております。その際、効率的な整備方法の選定や生態系の保全や自然環境との調和など、県が留意している事項、利水ダム等の既存施設の利活用に努めること、流

域対策・減災対策に配慮することを記載しております。

前回からは、この県の留意事項を追記いたしております。

２ページ目から３ページ目に書いております課題と解説につきましては、県の留意事項、それから「ひょうご人と自然の川づくり基本理念・基本方針」に基づき、生態系や生物多様性に配慮した河川環境の保全を進めるというようなことを追記いたしております。

次に、４ページ目から５ページ目【②下水道施設の整備及び維持】でございます。

下水道管理者は、下水道法に基づいて下水道（雨水）の整備、維持を行い、その際、流域対策、減災対策に配慮することを記載しております。

骨子、解説について、前回から大きな修正はございません。

次に、６ページ目から８ページ目までの【③開発に伴う調整池の設置】でございます。

開発者には、下流域において当該開発による浸水被害の発生のおそれがないように、流出する雨水量を抑制する調整池を設置するよう努めてもらうということをまず書いてございまして、ただし、開発面積が１ヘクタール以上の場合はその設置を義務とし、設置しない場合には勧告、従わなかった場合にはその旨を公表するということとしております。

骨子については、前回からは義務の枠組みの追加をしております。

それから、８ページ目の解説⑦で、「中間答申」でいただきました「財産権の侵害、内在的制約という考え方については慎重に考えて、基本的な考え方を示すべき」との意見を受けまして、現在の調整池指導と同様の調整池を設置していただくことを現在考えておって、この調整池の設置義務については内在的制約に当たると考えられるという県の考え方を示しております。

続きまして、資料の９ページ目から１０ページ目でございます。

【④調整池の保全】でございます。

まず、条例制定前に設置された調整池は保全に努めていただくこととしますけれども、総合治水推進計画で指定したものについては保全義務を課す。それから、条例制定後、条例の義務で設置された調整池については保全義務を課して、保全しない者には勧告を行い、従わなければその旨を公表するということにしております。

「中間答申」を受けまして、従前から、条例制定前調整池に保全義務を課すこと、勧告・公表の考え方を追加いたしました。

１０ページ目の解説につきましても、今説明しました追加にかかる記載を追加しております。

続きまして、１１ページ目から１２ページ目でございます。

【⑤流出増を伴う土地利用変更の抑制】

都市計画法等による土地利用にかかる計画時に、開発に伴う流出量の増加による影響を考慮することを求めるものでございます。

骨子については、前回からの大きな修正はございません。

１２ページ目の解説の（２）で、土地利用に係る方策が、ここにある流域対策と後ほど説明します減災対策の両方に記載されておりまして、そのことについての理由と、両者の違いの説明を追加いたしました。これについては、審議の途中、いろいろ御質問とかをいただいたことを受けて追加しております。

続きまして、１３ページ目から１４ページ目でございます。

【⑥土地の遊水機能の維持】

河川沿いの遊水機能を有する土地について、所有者に遊水機能を維持するよう求めるなどの方策をとるものでございます。

骨子については、前回から大きな変更はございません。

１４ページの解説（５）に、遊水機能を有する土地において、減災対策が必要なことを追記いたしました。

続きまして、１５ページ目から１６ページ目でございます。

【⑦出水時における河川へのポンプ排水の抑制】

洪水で河川が水位上昇しているときに、河川へ内水を排水するポンプを運転し続けると、堤防の破堤を招き、甚大なはんらんが生じるおそれがあることから、そのようなときには運転調整や運転停止を行うよう、ポンプ管理者に平時から努めてもらい、総合治水推進計画で指定したものについては、その義務を課すという内容でございます。

骨子については、前回から義務の枠組みを追加しております。

続きまして、１７から１８ページ目で、【⑧雨水貯留浸透設備の設置、維持】でございます。

大規模建築物や運動場、公園、住宅、水田、ため池など、あらゆる施設の所有者には、雨水を貯留するための設備を設け、維持するよう努めていただき、総合治水推進計画で指定されたものについては、その義務を課すというものでございます。

骨子につきましては、前回からその義務を課すということの枠組みを追加しております。

また、１８ページの解説の（２）で、水田、ため池における貯留の取り組み、それから、それら施設そのものの保全が重要なこと、それから、解説の（３）で、流出抑制目的の貯留設備がさまざまな用途に活用でき、逆に雨水の利用目的の貯水設備が雨水の流出抑制に利用できること、雨水貯留の取り組みが防災意識を高めるだけでなく、環境への関心を醸成し、ひいては地域防災力を高めるということから、雨水貯留浸透設備の設置について、雨水利用機能、雨水流出抑制機能の両面から推進するということを追記しております。

また、「中間答申」を受けまして、県が設置に係る指針等作成を行うことについても追記いたしました。

次に、１９ページ目でございます。

【⑧－２貯水施設による雨水貯留容量の確保】

ため池、利水ダム、その他の雨水を貯水して利用するための施設の所有者には、洪水の発生が予想されるときには、一時的に貯水量を減じて、雨水を貯留する容量を確保するよう努めてもらい、総合治水推進計画で指定されたものについては、義務とするというものでございます。

骨子については、前回からは義務の枠組みを追加しております。

課題、解説につきましては、ミスプリントの修正、あるいは台風１２号災害で、利水ダム等を活用する動きが具体化しているという記述を追加しております。

続きまして、２０ページ目でございます。

【⑨森林整備による保水力の維持、向上】です。

森林が持つ保水力の維持、向上により、流出抑制を図るため、森林所有者に健全な森林を育成するよう求めるとともに、県は市町と連携して対策を講じるというものでございます。

骨子、解説とも、前回から大きな変更はございません。

続きまして、２１ページ目、２２ページ目でございます。

【⑩浸水想定区域及び浸水の深さの周知】

県は、水防法の定めがない河川についても浸水想定区域図を作成、周知すること、市町にはその情報を県民に周知するとともに、その管理する河川や下水道についても浸水想定区域図を作成、周知するよう求めること、また、県民事業者には、情報の把握、さらに他者への周知をするよう求めることを記載しております。

骨子については、前回から大きな修正はございません。

２２ページの解説で、市町が内水ハザードマップの作成に努め、県が支援に努めること、県民みずからが日ごろから住まい方や災害時の行動について考える機会をふやすため、ハザードマップ等を市町の窓口での配布や店舗等への掲示、宅地

建物取引時における配布など、さまざまな周知に努めること、また、県がＣＧハザードマップの見直しを継続的に行うことを記載しております。

続きまして、２３から２４ページでございます。

【⑪浸水被害の発生に係る情報の伝達】

県は、水防法の定めに限らず、浸水被害発生に係る情報を周知すること、それから、市町にも情報提供に努めるよう求め、県民及び事業者には、情報の把握、さらに他者へ周知し、避難に努めるよう求めるものでございます。

現状、課題、解説に、前回から道路アンダーパス部や地下街に関する内容を追記しております。

続きまして、２５ページでございます。

【⑫浸水被害の防止に関する知識の普及啓発】

県及び市町が、浸水被害軽減に係る知識の普及啓発、学習の振興に係る施策を講じ、県民及び事業者には、みずから知識を習得し、学習に取り組むよう努めてもらうものでございます。

骨子については、前回から大きな修正はございません。

解説（２）に、防災教育、生涯教育、防災リーダーとの連携などを推進することを追記いたしました。

続きまして、２６ページ【⑬水防体制の強化、防災訓練等の実施】でございます。

県及び市町が、水防体制、避難態勢の強化や防災訓練の実施にかかる施策を講じること、県民及び事業者には、みずから備えを行うよう、防災訓練への参加に努めてもらうというものでございます。

骨子については、県民みずから避難に係る備えに努めることを追記いたしました。

現状、解説に、防災リーダーの育成や被災時の支援を推進することを記載しております。

続きまして、２７から２８ページでございます。

【⑭施設の浸水被害軽減のための耐水化】

施設の所有者には、浸水被害軽減の必要に応じて、施設の高床化、電気設備の高所設置等の耐水化を行い、維持するよう努めてもらい、総合治水推進計画で指定されたものについては、義務を課すというものでございます。

骨子については、前回から、義務の枠組みを追加、解説については、２８ページ目の（６）で、地下街における備えについて追記いたしました。

続きまして、２９から３０ページでございます。

【⑮二線堤、輪中堤等の整備、維持】です。

県または市町は、河川法に基づく場合以外でも必要に応じて、二線堤、輪中堤を整備、維持すること、それから、土地所有者には協力するよう努めることを記載しております。

骨子、解説とも、前回から大きな修正はございません。

３１ページから３２ページ【⑯浸水被害を拡大させる土地利用変更の抑制】でございます。

都市計画法等による土地利用にかかる計画時に、浸水被害の発生が想定される場合には、浸水被害による影響を考慮することを求めるものでございます。

骨子については、前回から大きな修正ございません。

３２ページの解説（２）に、土地利用に係る方策が、流域対策と減災対策の両方に記載されている理由と、両者の違いの説明を追記いたしております。

それから次が、最後の３４ページ目でございます。

【⑰浸水被害からの早期復旧の備え】で、県民及び事業者には、共済制度、保険制度への加入等を通じて、浸水被害からの早期復旧に備えるよう努めてもらうことを記載しております。

骨子、解説に前回からの大きな修正はございません。

以上が、骨子案についての説明でございます。

それからもう一点、ちょっと資料がまた前後しまして申しわけないんですが、資料１をごらんください。

この資料１につきましては、９月１３日にいただきましたリーフレットの形になっているものでございます。

９月１３日にいただきました「中間答申」で、非常に多岐にわたる条例骨子案で、わかりにくいということで、それらをわかりやすく説明する工夫が必要だという意見をいただきまして、条例骨子案のあらましというリーフレットを作成したものでございます。これを付して、パブリックコメントなども実施しております。

条例制定の背景、効果、特色として、あらゆる方策を対象としていること、それから、開発に伴う調整池の設置・保全を義務化すること、地域ごとに総合治水推進計画を策定することなどを書いてございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○道奥部会長　　それでは、続きまして、今説明のありました条例骨子案に対して、企画部会で取りまとめました意見と評価等を御報告させていただきます。

資料４をごらんください。

１枚めくっていただいて、表紙の裏に目次構成を記載しております。

まず、１ページ目、「はじめに」でございます。

ここに記載しておりますように、まず、県民の総意で総合治水を推進するための条例を構築するために、条例に反映されるべき骨子を、法律、技術を含むいろいろな専門的立場から問題点を整理しまして、検討をしてまいりました。

第１回の企画部会におきまして、７月２９日開催でございますが、現状と課題を共通認識いたしまして、条例の基本構成について審議いたしました。

次に、第２回の８月３１日の企画部会におきましては、条例骨子の原案を審議いたしまして、当審議会で中間報告をするための取りまとめを行いました。これにつきましては前回御審議をいただき、中間答申として取りまとめていただいたと

ころでございます。

その後、パブリックコメント、それから県下市町への意見聴取が実施されました。これらを反映するために条例骨子を第３回、第４回で、さらにブラッシュアップいたしまして修正をかけました。

こういうふうな審議を重ねまして、条例骨子案を今回御報告した次第でございます。

２ページ目をごらんいただきたいと思います。

ここにおきましては、治水行政を取り巻く情勢、課題等を分析しております。

御案内のように、兵庫県は多様な地域特性から構成されておりまして、県下の河川は、総延長でも全国第５位、９７水系、６８４本の河川がございます。実に、いろいろな河川を管理しなければなりません。

それから、加古川とか丸山川を初めとします大きな８水系だけで、流域面積的には全体の約８割を占めますが、それらには県総人口の３割ぐらいの人口しか居住しておりませんで、大部分の県民がそれ以外の中小河川の流域で生活を営んでいるということになっております。県民にひとしく安全な生活を保障するためには、いかに、中小河川の治水施策も主要河川に加えて重要であるかということが認識されます。

しかしながら、先ほど申しましたように、県管理河川の延長は非常に長く、市街地を流れ、人口、資産が集積する河川におきましては、土地利用など社会的な影響を配慮することが必要です。それとともに、その地域のステップフォルダ間の合意を要するということなど、非常に時間を要する要素をたくさん含まれておりまして、現在鋭意、河川改修を進めていただいておりますが、全水系に河川改修が及ぶには、さらに費用と時間を要することが想像できます。

また、河川の改修だけではなくて、内水はんらんを緩和するための下水道整備も必要になってきまして、総合的にインフラ整備が必要であることになります。こ

ういうインフラ整備に加えて、さらに近年、豪雨災害が頻発しておりまして、こういうことを勘案いたしますと、河川、下水道というインフラ、ハードの整備だけではなくて、治水目標を達成するためには、それらハード対策には限界がありまして、降雨の流出を抑制する流域の対策、あるいは、被害を緩和、最小化するための減災の対策なども、さらに推進する必要があります。

こうした取り組みは「総合治水」と呼ばれておりますが、総合治水そのものは、欧米あるいは日本国内でも大都市河川を中心に７０年代から取り組まれてきて、いろいろな研究もなされてきたところであります。

しかし、総合治水においては、さまざまな社会的制約を伴い、それらが障害になる場合もありますので、より多角的で効果ある総合治水を進めるためには、行政から県民個々人に至るまでの総合治水の方策の体系化、それから社会による総合治水に対する認知、それから法令、基準、規則などの整備が何よりも必要と考えられます。

３ページ目に、総合治水条例の意義と目的を整理いたしました。

箇条書きにしておりますので読ませていただきますが、まず、１番目、県民総意のもとで総合治水対策に取り組むことを宣言する。２番目、県、市町、県民の責務、役割を明らかにする。３番目、県民も含め、全県で総合治水対策への理解を深め、取り組みを推進していくためのよりどころとする。４番目、関係行政機関における連携体制を強化し、総合治水対策に資する施策の効率的な執行を促す。５番目、地域ごとの課題に応じた総合治水対策を実践するための計画策定の法的根拠とする。

以上でございます。

それでは、４ページ目に、以降、先ほど説明のありました条例骨子案に対する意見を申し述べたいと思います。

まず、一番上の「総合的な評価」でございますが、総合治水は、河川・下水道対

策、流域対策、減災対策、こういう３つを柱といたしまして、県下各地域の特性に適応した総合治水推進計画を策定するというふうに位置づけております。

また、総合治水の推進主体が行政にとどまらず、県民にも及びまして、県民の責務となすべき役割を明記しております。これらのことによりまして、総合治水が実質責任推進できるものと評価いたしております。

それでは、個別の総合治水施策について、意見を申し述べます。

まず、①でございますが、「周知、普及啓発」についてでございます。

条例骨子案には、総合治水の推進に資するあらゆる方策や取り組みが示されている。これらのことを県民が理解しやすいよう、行政、県民等の各関係主体が直接関連する内容を簡潔に示す等の工夫をした上で、効率的に広報活動を行い、条例の趣旨を広く社会に周知し、総合治水の推進の普及啓発に努められたい。

２番目、「市町との連携」でございます。

条例骨子案に位置づけた各方策や取り組みでは、いずれも市町の果たすべき役割が大きい。例えば、下水道管理者、雨水貯留浸透設備を設置する際の施設所有者や助成事業の実施主体、総合治水推進計画を策定する際の総合治水推進協議会の参画メンバーなど、さまざまな局面で重要な役割が求められます。

したがって、今後、総合治水の推進に当たっては、市町の意見を聞き、十分な連携を図ることが重要である。

３番目、「調整池の設置及び保全」についてでございます。

開発は、その対象となる土地からの雨水流出量を現状よりも増加させることから、開発に伴う調整池の設置及び保全の義務化が必要である。

しかし、その義務化に関しては、現行の調整池指導要領、兵庫県の県土整備部によるところでございますが、これらを踏まえまして、特に、以下の点に留意すべきである。

ア　財産権との関係

開発に伴う調整池の設置または保全を開発者等に対して求めることについて、条例骨子案では財産権に内在する制約に含まれるとの見解が示されている。これに加えて、「保全」については、調整池の「存置」だけに限らず、雨水流出を抑制する「機能を維持」する等の義務づけの内容についても整理されたい。

イ　違反行為による勧告・公表

当規定に違反した、「当規定」というのは想定する条例でございますが、に違反した開発者に対する勧告・公表制度については、都市計画法の開発許可手続と相まって、違反開発の抑制に一定の成果が得られるものと思われる。

なお、将来的には、開発の動向や調整池を取り巻く社会情勢変化等によって、当規定を再度検証することも視野に入れるべきである。でございます。

それから４番目、「総合治水推進計画」でございますが、総合治水推進計画に盛り込むべき項目や総合治水推進協議会の運営方法等具体的な計画策定手順を今後詳細に示すとともに、同計画に規定された内容が着実に実施される仕組み、例えば、費用負担のあり方やフォローアップの必要性等でございますが、を検討されたい。

５番目、「総合治水を推進するための仕組み」でございます。

総合治水の推進には、県民みずからが主体的に取り組むことが極めて重要であり、そのためには取り組みにインセンティブを付与する仕組みを検討しなければならない。これについては特に、「公的支援」「取り組み効果の“みえる化”」、それから「多面的効果からのアプローチ」が望まれる。ということで、以下、具体的には、ア　公的支援

県民に経済的負担を求める取り組み、例えば、雨水貯留浸透設備の設置、施設の耐水化などでございます、や上下流域の間で利害関係を伴う取り組み（土地の遊水機能の維持、出水時のポンプ排水の抑制等）を進めるに当たっては、例えば行政による基準や指針等の作成に加え、助成制度や税制優遇措置等の財政的支援策

を検討するなど、県と市町との役割分担も含めた取り組みに関する費用負担、利害調整について整理されたい。

イ　取り組み効果の“みえる化”

総合治水対策のうち、特に流域対策や減災対策については、実施効果や治水に対する貢献度を定量的に評価することが難しいものが多い。

中でも、多数が同時に取り組むことで初めて一定の治水効果が得られる雨水貯留浸透の取り組み等は、可能な限り、県民がその効果を実感しやすい指標などを用いて示す工夫、いわゆる取り組み効果の“みえる化”が求められます。

ウ　多面的効果からのアプローチ

総合治水に関係する取り組みの中には、ためた雨水を生活用水に活用することによる節水効果、水防訓練を通じての地域コミュニティの活性化など、浸水被害の軽減に加えて、副次的な効果が得られるものがある。

したがって、今後、具体的な総合治水対策を推進していく際には、このような日常の生活環境を豊かにする多面的な効果もあわせ、県民にとって身近な視点から各取り組みが進められるような工夫も考えられる。

６番目、県民の参画と協働の促進でございます。

総合治水は、県民による自発的、自立的な取り組みのもとで、県民と行政により一体的に推進されなければならない。

そのため、総合治水推進計画を策定する段階や具体的な取り組みを実施していく段階においては、県民への情報提供はもとより、積極的に県民の意見を聞く機会を設け、県民と行政とのパートナーシップを構築する必要がある。

以上でございます。

いろいろ欧米各国でも数々の総合治水が進められておりますように、総合治水というのは、今後の我が国の治水行政に欠くことのできない重要かつ有効な戦略と考えます。

今回、制定しようとしている条例は、まさに総合治水の推進エンジンとなるものと期待されます。この条例を足がかりとして、県、市町や関係機関において具体的な連携、調整が図られ、総合治水が私たちの生活に深く広く浸透し、それによって浸水被害が緩和、軽減されることを期待したいと思っております。

以上で、企画部会からの報告を終わります。

○井上会長　　ありがとうございました。ただいま説明のありました企画部会からの報告につきまして、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

その前に、先ほどの御説明にもありましたように、本日の企画部会の報告を受けて、当審議会から知事に答申を行いたいと考えております。

その答申作成についての考え方は、中間答申のときと同じようにしまして、ただ今の企画部会の報告を基本として、これについて審議会として議論をし、意見の加筆修正をすると、そういう方法で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上会長　　ありがとうございます。

それでは早速、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

骨子案、企画部会報告、どちらについてでも結構でございます。どこからでも結構でございますので、何か御意見ありましたらお願いします。どうぞ。

○杉本委員　　土地改良連合会の杉本です。

新聞では、ビジョンのほうが何か見直しをされているとことが載っていましたが、その辺との関連は全然関係ないのかどうなのか。どっちも関係あるのかどうかわかりませんねんけれども、ちょっと教えてほしいな。

○井上会長　　事務局のほうから。

○山内課長　　失礼します。山内です。今の御質問は、ビジョンの見直しとの関連ということですけど、特に私ども連携は今とっておりません。

○杉本委員　　わかりました。

○井上会長　　ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○吉田委員　　吉田です。資料３－２の２３ページなんですが、修正後の部分の３番目のところの文言が何かちょっとおかしいんじゃないかなと思いますので、３のところ、「県または市町が周知する情報を把握し、及び他者に周知し、浸水災害に対して云々」とあるんですけれども、この「及び」というのは何か文章がちょっと変だなあというふうに思うんですけど、いかがでございましょうか。

○脇舛副課長　　総合治水課の脇舛と申します。今の御指摘ですけれども、県または市町が周知する情報を把握することと、それから、この得た情報を他者にも周知をすると、こういう趣旨でございます。ちょっとここの文言についてわかりにくいという御指摘でございました。

実は、この骨子という、この趣旨はきちっと守りながら、現在、本来の条例化に向けた文案については詰めの作業を行っておりますので、吉田委員からの今の御指摘は十分踏まえまして、条文のほうには反映させていただきたいと思っております。

○吉田委員　　すると、これ今いただいているのは、修正されたものもあるんですけれども、全体がこのままの文言にはならないということですか。

○脇舛副課長　　総合治水課、脇舛です。このままということではなくて、ここで御審議いただいたのは骨子ということでございますので、この骨子ということをこの総合治水条例の、いわばその名のとおり骨格というんでしょうか、趣旨ということで、これを御審議いただいております。

条例化に当たりましては、さらにちょっと詳細な手続的なことも含めてのことも踏まえて精査をすることになっておりまして、これをいわゆる法制審査ということになるわけですけれども、それに今も現在かかっておりますけれども、その形として、最後の条文案としては議会に提案をすると、そういうことになってまいります。

○吉田委員　　理解いたしました。

○井上会長　　そうすると、今ありますその骨子案、方策編とか、こういうものが条例化された場合、この文章そのものはどういう位置づけになるかということを少し説明しておいていただいたほうが、わかりやすいんではないかなと思います。

○八木下副課長　　八木下でございます。これが実際、条例の形になるときに、どうなっていくかということについて、ちょっと説明させていただきます。

今お配りしております骨子案のそれぞれの方策の最初に四角囲みで書いている部分がございます。この部分が、ちょっと言葉としては適切ではないかもしれないですけど、堅苦しい法律的な言葉に置きかわって、条例という形になっていきます。

それで、その下にいろいろと目的とか、現状とか、課題、解説ということを書いてございまして、イメージとしては、ここの四角囲みのところが最終的には条文案に入れかわって、その下に同じような形で解説のようなものができて、要は、これが解説書になるような形で生きていくと。

ですから、正式には条例という形のものがあって、国の法律なんかでしたら逐条解説とかというようなものがございますけど、それと似たような、法的な条例を補足するような資料として、この御審議いただいた骨子案というのは生かしていきたいというふうに考えております。

○井上会長　　ありがとうございます。どうぞ。

○吉田委員　　この括弧に囲まれているところが、もう少し条例にふさわしい文言に変わるというふうな御説明でございましたが、いろんな御意見があって修正された文言は、見比べてみますと、とてもわかりやすい言葉で表現しようと、みんなで努力したと思うんですね。それがまた難しい言葉に変わってしまっては意味がないんじゃないかなあと思いますので、なるべく、もちろん条例としていろんな精査しなければいけない部分あるんだとは思いますが、こういうふうにわかり

やすい言葉にせっかくなっているものをまた難しい言葉に変えてしまわれないように、その辺は、どうぞよろしくお願いいたします。

○八木下副課長　　わかりました。条例のそのものの形は、いろいろちょっと法的な話がございますので、それが非常にわかりにくい場合は、今、四角に入っているような言葉、これも解説書の中に盛り込むような形で、今のわかりやすく努力した成果を生かしていくようにさせていただきたいと思います。

○吉田委員　　つまり、何かというと、県民の人が読みたくなくなるような文章ではだめだというふうに私は思うわけです。やっぱり読んで、「わかりやすいからもうちょっと最後まで読んでみようかな」というふうに思うようなものでないと、本当にそういうことを専門とされている方しか読まなくなってしまう条例では意味がないというふうに思うから、ごめんなさい、しつこく申し上げて、よろしくお願いいたします。

○井上会長　　その辺は十分に配慮をお願いしたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。どうぞ。

○道奥部会長　　今の吉田委員の御意見に対して思うところがあるんですけど、まず、この骨子案は、条例をつくるときの素材として、すべてこの内容が条文に入るように条例文をつくっていただくと。条例文の一つ一つの条項は、この骨子案のどれかを必ず包含するような。そうしますと、包含するような条文になりますので、非常に漠然とした記述になると思います。

条例文を読むだけでは、まず、何を言いたいのかわからないような条例文になると思うんですね。それを吉田委員御懸念されたと思いますので、条例文そのものはもうそうならざるを得ないと思います。法的に全部包含しないといけないので、漏れがあることが一番怖いわけですね。何回も書き直すわけにいかないので、こっちの骨子案のほうは、修正はかけることができると思いますけど、条例を修正することはできませんので、ですから、漠然とした表現は残るのはもうやむを得

ないと思いますが、吉田委員が御指摘になりました、その条例文をわかりやすく解説した、この骨子案では余りボリュームが大き過ぎるので、条例案のまた解説バージョンみたいな、そういうものがあれば県民に対して条例文が周知というか、御理解いただけるようになるのかなという、そういうふうに今ちょっと思った次第でございます。

ですから、ちょっと骨子案全体を、これ読んどけというわけには参りませんので、条例文で何を言いたいのかというような条例文の解説バージョンみたいな、そんなものがあればいいのかなというふうに今ちょっと思った次第でございます。パンフレットは大体そういう機能をねらってつくられたものだとは思いますけれども。

以上でございます。

○井上会長　　わかりやすく県民の方に知っていただくために御努力されて、これなんかもそういうものだと思うんですが、さらに工夫を重ねていただいて、条例そのものは、本体は確かに、今おっしゃったように法律的なこともありますので、ちょっとかた苦しいことになるのかもしれませんが、できるだけこういうものを充実させていただいて、わかりやすいものにしていただきたいというふうに思います。

企画部会からの報告につきまして、いかがでしょうか。これをもとにして、当審議会としての知事への答申ということにしたいと思っております。ということですので、これは結局、この審議会としての最終的なアウトプットになるかと思うんですが、それにつきまして御意見ありましたらお願いしたいと思います。もちろん骨子のほうについてでも結構ですが。

私、ちょっと企画部会にも参加していながら、こんなこと言うのちょっと申しわけないんですが、先ほど説明でありました総則編の７ページの図のところですね。これ、もう少しかみ砕いて説明しておいていただいたらいかがでしょうか。

○道奥部会長　　この流域対策には不特定多数の方が参加して取り組む施策でございますので、中には例えば、効果を読める場合と読めない場合とあるわけですね。みんなが確実に総合治水対策を県民一人一人がやれば、恐らく計画の中に量として位置づけることができて、左のほうの図になるのかわかりませんけれども、そうでない場合もあると思いますので、事務局のほうで総合治水対策として２つのケースが考えられるというふうに図をつくっていただいたのは、左側のほうは計画の内数の中に総合治水を定量的に含められると。右側のほうは、総合治水対策が治水対策の付加価値として計画の外数でついてくるような、そういうイメージでこの表をつくっていただいたと思います。

これは、原案は事務局のほうでつくっていただきましたので、私はそういうふうに理解をしておりますけれども、もう少し補足がありましたらお願いしたいと思います。

○八木下副課長　　八木下でございます。今、道奥委員のほうから御説明いただいたように、この図の意味はそういうことでございまして、なぜこういう話になるかといいますと、総合治水の計画の中には河川対策及び下水道対策という、行政が非常に計画的に実施する内容と、それから流域対策、減災対策ということで、減災対策のほうは、取水量そのものにはかかわりませんので、流域対策のほうは、実施をすれば河川へ流れ込む量がその分貯留をすれば減るというような関係で、河川対策と流域対策というのは相互に関連する関係にございます。

そこで、総合治水対策の中の河川対策については別途、河川法のほうで河川整備基本方針河川整備計画というものをつくることになっておりまして、そちらの方で河川としての対策量を規定することになっております。それで、その規定する量を決めるときには、流域からどれぐらいの量が出てくるのかということで、河川の対策量を決めますので、当然、流域対策が実施されたらそこに影響してくるんですが、河川の計画というのは河川法に基づく法定計画でございまして、例え

ば流域対策を見込もうとすれば、その流域対策が普遍的に効果を発揮するものでないとなかなか見込みづらいというようなことでございまして、この図の左側のような形にしようと思えば、流域対策についての将来計画を河川の計画と同じぐらいの担保性を持ったものにしないと、なかなか見込みづらいということになります。かといって、じゃあ見込めないのなら、しないということではなくて、やはり流域対策を実施しますと、河川の整備をしたもの以上に、流域での抑制効果がふえますので河川の安全度が実質上、上がるというような関係になります。

それで県のほうでも今、河川の計画のつくり方については、この２種類が現実に存在しております。武庫川流域では、流域対策量をある程度の担保性を持って、将来的なものを決めまして、左側の図のような形にしております。

それ以外の河川については、特に、その流域対策量というのは見込まない状態で河川の対策量を決めた上で、場合によっては、それぞれの流域で流域対策をやっているというようなこともございます。

そういう意味で、２つのやり方がございますという説明で、このあたりは、いろいろ審議をしていく中、あるいは市町意見等で少し位置づけというか、どう考えるのかを示しておりませんでしたので、わかりにくいというような御意見がございましたので、今のところ県としてどちらかに決めるのか、どうするのかという方向性については今検討中ではございますが、こういう２つの考え方があるということをこの資料をもって説明させていただいている次第でございます。

○井上会長　　わかりました。

もう一点、流域対策ということですので、余りそこまで話広げるのはよくないのかもしれませんが、超過洪水みたいなものも何か念頭にあったほうがよいのではないかという気もしたんですが。これは流域対策ですが、いわゆる減災対策では入っておりませんので、その点はまた別途考えたほうがいいのかもしれません。どうぞ。

○杉本委員　　土地改良の杉本です。今、御議論のありました７ページの流域対策、武庫川については左側が、その他については右があるかもわからんと。ここには２つの方法からというふうなことが下の文言にはあるんですけれども、これはちょっとぱっと思っただけであれなんですけど、その真ん中辺いうのもあるん違うんですかね。流域対策いうのが半分は河川計画にちょっと見られて、ちょっと見られへんところもあるというね。この２つに分けるというのはちょっとわかれへんのですけど。

○山内課長　　山内です。この比較をした前提といいますか、まず、流域対策には、例えば資料１の「あらまし」に３つ書いていますけれども、大きくソフト対策と施設整備系のハード対策とありまして、施設整備系のハード対策についても、その数量で効果量を評価できるものと、しにくいものがありますと。

この図で説明をしようとしていますのは、水量でその効果を評価できるものについて、河川の計画との関係をどうとるかという。ですから、ここのハッチかけていますのは、流域対策量と書いていますので、施設整備系の数値の評価ができるものの扱いをどうするかということで、ですから、それ以外の施設整備系で水量評価のしにくいものとか、ソフト対策もありますので、今、委員おっしゃったように、この中間に位置するようなものも出てくるとは考えます。

○杉本委員　　わかりました。

○井上会長　　ほか、いかがでしょうか。

○矢守特別委員　　矢守でございます。１個だけ意見なんですが、兵庫県さんの特有性というか、固有性というか、特徴がやはり出たほうがいいのではないかなあというふうに思っておりまして、その観点で、この資料の３－２を拝見していても、例えば１８ページに雨水貯留の事例が出てきたりであるとか、２８ページに阪神・淡路大震災のことが言及されていたりとか、２０ページには森づくりのことが書いてあったりとか、こういった条文というよりは解説部分の役割だと思う

んですけれども、兵庫県さんのほうで、現に推進されておられる具体的な事例をなるべく多く言及いただいて、解説をつくっていただくということが先ほど吉田委員から、県内にこの条例自身が広まって周知されていくプラスになると思いますので、さらにこういう方向で解説をいろいろ加えて、いろいろな部局の方も皆様御参加ですので、入れていただくといいかなあというふうに思います。

その前提で、最後一言なんですけど、その３３ページに、そういう点でフェニックス共済のことが書かれているのも、こちらの県の事業ですので、とてもいいなあと思うんですが、と同時に、今回、総合治水というフレームワークに、この復旧・復興というパートがどのぐらいのウエートを占めるのかというのは、どちらかというと小さいのかなとも思いますが、兵庫県さんのほうで丸山川とか、佐用とか、それから淡路とか、あるいは県内という意味では都賀川なんかもそうですけれども、非常にたくさん近年、不幸にして水害が起こっていますので、その後、それぞれの地域の方がどのような努力をされているのかということも、あるいは、そこで工夫なさっていることも多数あるというふうに私は思いますので、この復旧・復興のところがこのフェニックス共済だけというのも、ちょっと狭いのかなあというふうな感じを少し持ったもんですから、一番上のトップのところは全然変える必要ないと思うんですけれども、その解説部分等で多少そういった事例に、先ほど私、この一連のトークの前半で申し上げたような趣旨で、兵庫県内のことについてもう少し言及していただいてもいいのかなと、そういう感想を持ちました。

以上です。

○井上会長　　ありがとうございます。いかがでしょうか。県としても特徴が、県の方にわかってもらえるようにということですが。

○山内課長　　委員の御指摘ごもっともですし、我々もそういうところをねらっていきたいと思います。可能な限り、事例を具体的に入れて、身近なものになるよ

うにしていきたいと思います。

○矢守特別委員　　よろしくお願いいたします。

○井上会長　　どうぞ。

○田中丸特別委員　　田中丸です。企画部会から参加させていただいているんですけれども、先ほども議論があった総則編の７ページのところなんですが、この総則の特徴として、総合治水推進計画のこと、それから、総合治水推進協議会というような具体的な枠組みが提示されていて、これは、今回の条例の特色にもなっていると私は思っているんですけれども、ただ、ここの議論で法的にも定められている基本方針、それから、整備計画との関連が今議論されていて、先ほどからも議論あった図のところを見ますと、推進計画というのは、整備計画等で議論する河川対策量も包含した形になっています。

ただ、組織としては別物ですので、私の考えでは恐らく、推進計画自体は全体を包含しつつも、かなり議論としてウエートを置くのは流域対策量のところなるのかなと思うんですけど、その辺の仕分けというか、役割分担というのはどうでしょうか。

○八木下副課長　　今、御指摘いただきましたことについては、我々も今、いろんなパターンがあるなということで考えておるところでございます。

一つのパターンとしては、既に河川のほうの計画ができているところで、総合治水推進計画をつくろうとすれば、当然その河川の計画のほうをベースとして、流域対策を考えるということになろうかと思います。

これから河川整備計画も総合治水推進計画もつくらなければならないような地域につきましては、やはり一緒に考えていくんだろうなと。両方の対策の組み合わせをイメージしながら、でも、河川のほうについては河川法に基づく計画ということで、我々整備計画をつくるときには、各流域で委員会をつくってやっていますので、別々の委員会というか組織をつくってやるのか、また、もう一緒にやっ

てしまうのか。これは多分、それぞれの流域の検討の進捗度合いによっていろんなパターンが出てくるのかなというふうには思っております。

ただ、重要なことは、やはり両方の計画をつくるときに、それぞれの計画のことを意識しながら整合を図っていくようなこと、これはもう絶対的に重要なことだと思っております。

○井上会長　　整備計画、あるいは、もう少しもとへ戻って基本方針のレベルとかですね。その辺のところ総合治水ところの役割分担というのかな、そういうものは、それぞれの課によってさまざまで、ここで一概に決めてしまうわけにもいかないというのが今のお答えではないかというふうに私はそういうように聞いたんです。

○田中丸特別委員　　趣旨は十分に理解しました。ただ、結構、基本方針、河川整備も中小河川も含めて考えると、かなり時間がかかっていて、これからもこの議論が続くことを考えると、地域の住民の方にとっては、総合治水推進計画もできて、いろんな場でいろんなことが議論されるということで、結果的に計画策定にかえって時間がかかるということはちょっと不利益だろうなと思いますので、うまく議論を仕分けされて、あるいは、場合によっては合同的な議論もされることで、速やかに一連の計画が策定されることが望ましいなという印象をちょっと持ちました。

○井上会長　　ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○南山委員代理　　内水面の吉田です。いつもお世話になっております。

今、議論されている中で、ほとんどがハード面やなというような形を考えております。その中で、もう少しソフト面の充実を図られたらなあと思います。

というのは、ソフト面というのは、小さい子供、治水の問題とか、防災の問題を考えるとしたら、おいおい歳が行くにつれて理解が深まってくるんじゃないかというような形考えております。本当にどこのところでも被害そうなんですけど、

やっぱり小さいときからそんだけの意識を持たすというような形の中で、もう少しソフト面を考えていただきたいなあと思っております。

以上です。

○井上会長　　ありがとうございます。いかがでしょうか。先ほどから申しておりますように、きょうの結果を知事への答申とするということになりますので、ここで、できるだけ決めていただいたほうがありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。今までいただいた御意見の中を盛り込んで、さらに若干の修正を加えていただくということになりましょうか。

特に、こちらの報告のほうですね。これの報告については、根本的に変えなければならないというようなことはないかと思いますが、骨子案のほうについては、今いただいたソフト面のこと、ほか幾つかありましたので、その辺については、ちょっと加筆していただく必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○八木下副課長　　ソフト面のことも若干追加とかも前回からもしたりもしております。生涯教育の話とかということも書いてございます。ちょっと見えにくいところはあるのかもしれないんですが、２５ページのところで「浸水被害の軽減に関する知識の普及啓発」という中で、骨子そのもののところでいきますと、骨子まず、１番のところで「県及び市町が知識の普及啓発及び学習の振興について施策を講ずる」、それから２番目として「県民にも取得に努めてもらう」ということ。それからあと課題と解説のあたりにも追加をさせていただいたところはございます。

それからあとは、いろいろな取り組み、総合治水が治水というものを目的にはしておりますが、それが環境への意識ですとか、防災の意識へのつながりがあるということなんかも、これは総則編、寄与するというようなことで若干書いている部分はございます。

○井上会長　　今お話しいただいた内容ですので、そういう形で答申の形にまとめていきたいと思いますが、細かい修正や表現の体裁などいろいろあると思いますので、この辺につきましては、事務局のほうで整理していただきまして、私のほうで確認するという手続にしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上会長　　それでは、御異議ございませんようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了することにいたしたいと思います。

活発な御審議をいただき、また、貴重な御意見を賜り、まことにありがとうございました。

なお、企画部会につきまして、本日、最終の報告をいただきましたので、お手元の資料によりますと、閉会とすべきかと思いますが、そのあたりにつきまして、事務局から補足していただけますでしょうか。

○脇舛副課長　　総合治水課の脇舛と申します。お手元の資料の中で、関係規定というのがあると思います。こちらのほうでございますが、ただいま会長から御発言ありました件についての補足でございます。

この資料の一番最後に「河川審議会企画部会の設置について」と題しております資料がございます。

この資料につきましては、昨年の末に河川審議会におきまして、企画部会を設置しました際に、あわせてお諮りをした内容でございます。

これの一番下「３　企画部会の進め方」の（１）、アンダーラインを引いておりますところに「企画部会は平成２２年度第２回審議会の承認を受け設置し、設置期間は当該案件を企画部会が審議会へ報告し、審議会答申をまとめるまでとする」というふうにございます。したがいまして、事務局といたしましても本日をもって、企画部会は閉会いただくということについて差し支えないものと考えて

おります。

なお、特別委員の任期でございますが、兵庫県河川審議会条例第５条第３項に「特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする」とあります。したがいまして、当規定に基づき、企画部会が閉会とされたときをもって、その職を解くものであるということを申し添えさせていただきます。

以上です。

○井上会長　　ただいま、事務局からの説明も踏まえ、本日をもって企画部会を閉会するということにつきまして、委員の皆様いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上会長　　ありがとうございます。

それでは、本日をもちまして、企画部会は閉会としたいと思います。

企画部会の皆様方には、非常にタイトなスケジュールの中、熱心に御審議いただきまして、また、非常に大量のボリュームのものを調査いただきまして、技術的・専門的な見地からいろいろ検証いただいたことに対しまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日の議題は以上ですべて終了しましたので、ここに司会者の進行をお返しします。御協力ありがとうございました。

○脇舛副課長　　井上会長、どうもありがとうございました。

ここで、企画部会の閉会に当たりまして、山内総合治水課長から一言ごあいさつを申し上げます。

○山内課長　　失礼します。企画部会の委員並びに特別委員の皆様方には、条例の骨子案につきまして、４回にわたって活発に御審議をいただきました。７月末からですので、５カ月という非常に短い期間ではありましたけれども、幅広い見地から非常にたくさんの貴重な御意見をいただきました。おかげをもちまして、当初、私どもが考えておりましたスケジュールどおり、今回の答申をいただける運

びになりましたことを、この場をかりまして厚くお礼申し上げます。

今後、これからいただきます答申、それから、これまでいただきました意見を踏まえまして、県内部での調整を行いまして、条例の形に仕上げていきたいと考えております。今後とも御指導、御助言いただく機会が多々あると思いますが、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですけれども、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○脇舛副課長　　では、これをもちまして、平成２３年度第２回兵庫県河川審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

（閉会　午前１１時４２分）